

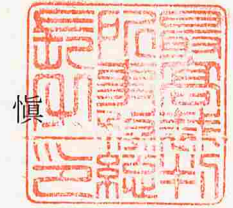
最高裁秘書第487号

令和2年2月28日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

平成29年中に、最高裁判所表彰規程2条に基づいて表彰された人の名簿

(2) 苦情の申出がされた日

令和元年6月21日付け（同月24日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第79号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）